

有害物の有害性に関する掲示内容の見直し・ 掲示義務の対象物質の拡大について

改正の概要

令和5年4月1日から特定の有害物を取り扱う場所について、有害物の有害性等を周知するため、有害物の人体に及ぼす作用等について掲示する事項の見直し・追加を行い、対象物質を拡大する改正されました。これに関連して令和5年3月に掲示すべき内容について、掲示内容が示されました。

また、令和5年10月1日から掲示義務が、特定化学物質のうち特別管理物質のみから、すべての特定化学物質を対象が拡大します。

- 有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則、石棉障害予防規則において、特定の有害物を取り扱う場所における有害物の有害性等を周知するために掲示すべき事項について
 - ・ 掲示すべき事項のうち「特定の有害物の人体に及ぼす作用」→「特定の有害物により生じるおそれのある疾病の種類及びその症状」に改められました。
 - ・ 「保護具を着用しなければならない旨」を掲示すべき事項に追加されました。
- 有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則、石棉障害予防規則に加えて、労働安全衛生規則（ダイオキシン類関係）、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則、粉じん障害防止規則においても同様の規定が設けられました。

労働安全衛生規則第592条の8等で定める有害性等の掲示内容について

1 掲示の記載内容について

(1) 疾病の種類について

「生ずるおそれのある疾病の種類」の記載方法については、次に掲げる方法のうち、事業場において取り扱う物質に応じてふさわしい方法を選択すること。なお、アからウまでに掲げる方法による記載が可能な場合は、当該方法で記載することが望ましいこと。

ア 労働基準法施行規則別表第1の2（以下「労基則別表」という。）に基づく方法

労基則別表に、事業場において取り扱う物質を原因とする疾病が記載されている場合、労基則別表に記載された疾病を記載する方法

例：事業場においてベンジジンを製造し、又は取り扱う場合は、労基則別表中第7号1の「ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍」から「尿路系腫瘍」、事業場においてベリリウムを製造し、又は取り扱う場合は、労基則別表中第7号6の「ベリリウムにさらされる業務による肺がん」から「肺がん」と記載

〈次頁に続く〉

令和4年4月15日
基発0415第1号

令和5年3月29日
基発0329第32号

令和5年4月21日
基発0421第1号

改正に係る
行政通達



船橋労働基準監督署

有機溶剤中毒予防規則・特定化学物質障害予防規則・粉じん障害防止規則 における改正点

有機溶剤中毒予防規則 (改正)

太字は改正箇所

(掲示)

第24条 事業者は、屋内作業場等において有機溶剤業務に労働者を従事させるときは、次の事項を、**作業中の労働者が容易に知ることができるよう、一見やすい場所に掲示しなければならない。**

- 1 有機溶剤により生ずるおそれのある**疾病の種類及びその症状**
- 2 有機溶剤等の取扱い上の注意事項
- 3 有機溶剤による中毒が発生したときの応急処置
- 4 **次に掲げる場所**あつては、**有効な呼吸用保護具を使用しなければならない旨及び使用すべき呼吸用保護具**
 - イ 第13条の2第1項の許可に係る作業場 (同項に規定する有機溶剤の濃度の測定を行うときに限る。)
(第13条の2第1項の許可=発散防止抑制措置に係る許可)
 - ロ 第13条の3第1項の許可に係る作業場であつて、第28条第2項の測定の結果の評価が第28条の2第1項の第一管理区分でなかつた作業場及び第一管理区分を維持できないおそれがある作業場
(第28条第2項の測定の結果=作業環境測定における有機溶剤の濃度測定)
 - ハ 第18条の2第1項の許可に係る作業場 (同項に規定する有機溶剤の濃度の測定を行うときに限る。)
(第18条の2第1項の許可=局所排気装置の稼働の特例許可)
 - ニ 第28条の2第1項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所
 - ホ 第32条第1項各号に掲げる業務を行う作業場
(第32条第1項各号に掲げる業務=送気マスクを使用させるべき業務)
 - ヘ 第33条第1項各号に掲げる業務を行う作業場
(第33条第1項各号に掲げる業務=送気マスク又は有機ガス用防毒マスクを使用させるべき業務)

【本条第4号ホは、次のとおり改正され、令和6年4月1日から施行されます】

- ホ 第28条の3の2第4項及び第5項の規定による措置を講ずべき場所
(=作業環境測定の評価の結果、第三管理区分に区分され場所で、作業環境管理専門家が改善困難と判断した場合、第一管理区分又は第二管理区分と評価されるまでの間)
- ヘ 第32条第1項各号に掲げる業務を行う作業場
- ト 第33条第1項各号に掲げる業務を行う作業場

2 前項各号に掲げる事項の内容及び掲示方法は、厚生労働大臣が別に定める。

この改正に伴い、「有機溶剤中毒予防規則第24条第1項の規定により掲示すべき事項の内容及び掲示方法」の告示は、令和5年3月30日に廃止されました (掲示を継続することは差し支えありません)。

- 有機溶剤等使用の注意事項
- 一 有機溶剤の人体に及ぼす作用
主な症状
 - (1) 頭痛
 - (2) けん怠感
 - (3) めまい
 - (4) 貧血
 - (5) 肝臓障害
 - 二 有機溶剤等の取扱い上の注意事項
 - (1) 有機溶剤を入れた容器で使用
でないものには、必ず、ふたを
すること
 - (2) 当日の作業に直接必要のある量
以外の有機溶剤等を作業場内へ
持ち込まないこと
 - (3) できるだけ風上で作業を行い、
有機溶剤の蒸気の吸入をさける
こと
 - (4) できるだけ有機溶剤等を皮膚に
ふれないようにすること
 - 三 有機溶剤による中毒が発生したときの
応急処置
 - (1) 中毒にかかった者を直ちに通風
のよい場所に移し、速やかに
衛生管理者その他の衛生管理を
担当する者に連絡すること
 - (2) 中毒にかかった者を横向きに
寝かせ、できるだけ気道を確保
した状態で身体の保温に努める
こと
 - (3) 中毒にかかった者が意識を
失っている場合は、消防機関へ
の通報を行うこと
 - (4) 中毒にかかった者の呼吸が
止まった場合や正常でない場合
は、速やかに仰向きにして
心肺蘇生を行うこと

(揭示)

第38条の3 事業者は、「特別管理物質(※次頁)」を製造し、又は取り扱う作業場(クロム酸等を取り扱う作業場にあつては、クロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場に限る。次条において同じ。)には、次の事項を、見やすい箇所に掲示しなければならない。

- 1 特別管理物質の名称
- 2 特別管理物質により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状
- 3 特別管理物質の取扱い上の注意事項
- 4 次に掲げる場所にあつては、有効な保護具等を使用しなければならない旨及び使用すべき保護具等
 - イ 第6条の3第1項の許可に係る作業場であつて、第36条第1項の測定の結果の評価が第36条の2第1項の第一管理区分でなかつた作業場及び第一管理区分を維持できないおそれがある作業場
 - ロ 第36条の3第1項の場所
 - ハ 第38条の7第1項第2号の規定により、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させる作業場
 - ニ 第38条の13第3項第2号に該当する場合において、同条第4項の措置を講ずる作業場
 - ホ 第38条の20第2項各号に掲げる作業を行う作業場
 - ヘ 第38条の21第1項に規定する金属アーク溶接等作業を行う作業場
 - ト 第38条の21第7項の規定により、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させる作業場

(揭示)

第38条の3 事業者は、**特定化学物質**を製造し、又は取り扱う作業場には、次の事項を、見やすい箇所に掲示しなければならない。

- 1 **特定化学物質**の名称
- 2 **特定化学物質**により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状
- 3 **特定化学物質**の取扱い上の注意事項
- 4 **次条に規定する作業場(次号に掲げる場所を除く。)**にあつては、使用すべき保護具
- 5 次に掲げる場所にあつては、有効な保護具等を使用しなければならない旨及び使用すべき保護具
 - イ **第6条の2第1項の許可に係る作業場(同項の濃度の測定を行うときに限る。)**
(第6条の2第1項の許可=発散防止抑制措置に係る許可)
 - ロ 第6条の3第1項の許可に係る作業場であつて、第36条第1項の測定の結果の評価が第36条の2第1項の第一管理区分でなかつた作業場及び第一管理区分を維持できないおそれがある作業場
(第36条第1項の測定の結果=作業環境測定における空気中における濃度その測定)
 - ハ **第22条第1項第10号の規定による、労働者に必要な保護具を使用させる作業場**
(第22条第1項第10号=特定化学物質に係る設備及びタンクの改造等の作業で必要な保護具を使用)
 - ニ **第22条の2第1項6号の規定により、労働者に必要な保護具を使用させる作業場**
(第22条の2第1項6号=第22条以外の特定化学物質に係る設備の改造等の作業で必要な保護具を使用)
 - ホ 第36条の3第1項の場所 (令和6年4月1日から施行されます。)
(第36条の3第1項の場所=作業環境測定の評価の結果、第三管理区分に区分された場所)
 - ヘ 第38条の7第1項第2号の規定により、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させる作業場
(第38条の7第1項第2号=インジウム化合物を製造し、取り扱う場所において、空気中の濃度の測定等の結果に応じて有効な呼吸用保護具を使用)
 - ト 第38条の13第3項第2号に該当する場合において、同条第4項の措置を講ずる作業場
(第38条の13第3項第2号、同条第4項の措置=製造炉等に付着した三酸化にアンチモン等のかき落とし作業、製造炉からの三酸化にアンチモンの湯出し作業における全体換気装置を稼働させる措置)
 - チ 第38条の20第2項各号に掲げる作業を行う作業場
(第38条の20第2項各号に掲げる作業=リフラクトリ-セラミックファイバー等を窯、炉等に張り付けること等の断熱又は耐火の措置を講ずる措置、補修の作業、解体、破砕等の作業(除去の作業を含む))
 - リ 第38条の21第1項に規定する金属アーク溶接等作業を行う作業場
(第38条の21第1項の規定=金属アーク溶接等作業を行う屋内作業場で全体換気装置による換気又は同等以上の措置)
 - ヌ **第44条第3項の規定により、労働者に保護眼鏡並びに不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴を使用させる作業場**
(第44条第3項の規定=皮膚障害又は経皮侵入による障害をおこすものの取扱い等の場合の措置)

特別管理物質※

第一類物質（塩素化ビフェニル等を除く。）又は令別表第3第2号3の2から6まで、8、8の2、11から12まで、13の2から15の2まで、18の2から19の5まで、21、22の2から22の5まで、23の2から24まで、26、27の2、29、30、31の2、32、33の2若しくは34の3に掲げる物若しくは別表第1第3号の2から第6号まで、第8号、第8号の2、第11号から第12号まで、第13号の2から第15号の2まで、第18号の2から第19号の5まで、第21号、第22号の2から第22号の5まで、第23号の2から第24号まで、第26号、第27号の2、第29号、第30号、第31号の2、第32号、第33号の2若しくは第34号の3に掲げる物を「特別管理物質」と総称する。

粉じん障害防止規則（新設） 令和5年4月1日から適用

（掲示）

第23条の2 事業者は、粉じん作業に労働者を従事させるときは、次の事項を、見やすい箇所に掲示しなければならない。

- 1 粉じん作業を行う作業場である旨
- 2 粉じんにより生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状
- 3 粉じん等の取扱い上の注意事項
- 4 次に掲げる場合にあっては、有効な呼吸用保護具を使用しなければならない旨及び使用すべき呼吸用保護具
 - イ 第7条第1項の規定により第4条及び第6条の2から第6条の4までの規定が適用されない場合
（臨時の特定粉じん作業を行う場合等で有効な呼吸用保護具を使用させる場合）
 - ロ 第7条第2項の規定により第5条から第6条の4までの規定が適用されない場合
（臨時の粉じん作業を行う場合等で有効な呼吸用保護具を使用させる場合）
 - ハ 第8条の規定により第4条の規定が適用されない場合
（直径300mm未満の研削といしを用いて特定粉じん作業などを行う場合で有効な呼吸用保護具を使用し、全体換気装置等による換気を行う場合）
 - ニ 第9条第1項の規定により第4条の規定が適用されない場合
（特定粉じん作業を行う作業場の構造等により設備を設けることが困難で、粉じん障害防止規則一部適用除外認定を受け、有効な呼吸用保護具を使用し、全体換気装置等による換気を行う場合）
 - ホ 第24条第2項ただし書の規定により清掃を行う場合
（粉じん作業を行う屋内作業場の床、設備、休憩設備のたい積粉じんを除去する1月に1回以上の清掃）
 - ヘ 第26条の3第1項の場所において作業を行う場合
（作業環境測定の評価の結果、第三管理区分に区分された場所）
 - ト 第27条第1項の作業を行う場合（第7条第1項各号又は第2項各号に該当する場合及び第27条第1項ただし書の場合を除く。）
（粉じん障害防止規則別表3に掲げる作業（ずい道の内部の作業を除く）で有効な呼吸用保護具を使用する必要がある作業を行う場合）
 - チ 第27条第3項の作業を行う場合（第7条第1項各号又は第2項各号に該当する場合を除く。）
（粉じん障害防止規則別表3に掲げるずい道の内部の作業で有効な電動ファン付き呼吸用保護具を使用する必要がある作業を行う場合）

【本条第4号ト及びチは、次のとおり改正され、令和6年4月1日から施行されます】

- ト 第26条の3の2第4項及び第5項の規定による措置を講ずべき場合
（=作業環境測定の評価の結果、第三管理区分に区分された場所で、作業環境管理専門家が改善困難と判断した場合、第一管理区分又は第二管理区分と評価されるまでの間）
- チ 第27条第1項の作業を行う場合（第7条第1項各号又は第2項各号に該当する場合及び第27条第1項ただし書の場合を除く。）
- リ 第27条第3項の作業を行う場合（第7条第1項各号又は第2項各号に該当する場合を除く。）

労働安全衛生規則第592条の8等で定める有害性等の掲示内容について

(令和5年3月29日付け基準発0329第32号通達 等)

1 掲示の記載内容について

(1) 疾病の種類について

「生ずるおそれのある疾病の種類」の記載方法については、次に掲げる方法のうち、事業場において取り扱う物質に応じてふさわしい方法を選択すること。なお、アからウまでに掲げる方法による記載が可能な場合は、当該方法で記載することが望ましいこと。

ア 労働基準法施行規則別表第1の2（以下「労基則別表」という。）に基づく方法

労基則別表に、事業場において取り扱う物質を原因とする疾病が記載されている場合、労基則別表に記載された疾病を記載する方法

例：事業場においてベンジジン^①を製造し、又は取り扱う場合は、労基則別表中第7号1の「ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍」から「尿路系腫瘍」、事業場においてベリリウム^②を製造し、又は取り扱う場合は、労基則別表中第7号6の「ベリリウムにさらされる業務による肺がん」から「肺がん」と記載

イ じん肺法施行規則第1条に基づく方法

粉じん則第23条の2の規定に基づく掲示については、「じん肺」及びじん肺法施行規則第1条各号に掲げる合併症を記載する方法

(じん肺法施行規則第1条各号に掲げる合併症＝肺結核、結核性胸膜炎、続発性気管支炎、続発性気管支拡張症、続発性気胸、原発性肺がん)

ウ 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律第2条第2項に基づく方法

石綿則第34条の規定に基づく掲示については、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律第2条第2項各号に掲げる石綿関連疾病を記載する方法

(石綿関連疾病＝中皮腫、気管支又は肺の悪性新生物(肺がん)、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚、石綿肺、良性石綿胸水)

エ 労働基準法施行規則別表第1の2第4号の規定に基づく厚生労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)並びに厚生労働大臣が定める疾病(以下「疾病告示」という。)に基づく方法

疾病告示の表中欄に掲げる化学物質に応じ、それぞれ同表の下欄に定める症状又は障害のうち、同欄に定める臓器の障害を、疾病の種類として記載する方法

例：事業場においてアンモニア^③を製造し、又は取り扱う場合は、「皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害」と記載

オ 日本産業規格Z7252(GHSに基づく化学品の分類方法)に定める方法により国が行う化学物質の危険性及び有害性の分類(以下「化学品分類」という。)の結果に基づく方法

化学品分類のうち、「特定標的臓器毒性(単回ばく露)」及び「特定標的臓器毒性(反復ばく露)」における標的臓器における障害を疾病の種類として記載する方法

例：事業場においてオルト-トルイジン^④を製造し、又は取り扱う場合は、オルト-トルイジンの「特定標的臓器毒性(単回ばく露)」の分類結果は「区分1(中枢神経系、血液系、膀胱)、区分3(麻酔作用)」、「特定標的臓器毒性(反復ばく露)」の分類結果は「区分1(血液系、膀胱)」であることから、「中枢神経系障害、血液系障害、泌尿器系障害」と記載

〈次頁に続く〉

〈前頁から続く〉

カ 特殊健康診断の対象となる物質名等に基づく方法

アからオまでの方法で疾病の種類を特定できない場合であって、事業場において、特化則第39条第1項等の特別規則で定める特殊健康診断の対象物質又は、特化則第2条第1項第6号の第三類物質等の特別規則で定められる物質であって特殊健康診断が義務付けられていない物質を製造し、又は取り扱うときは、当該物質による中毒（症）を疾病の種類として記載する方法

例：事業場において硫化ジエチルを製造し、又は取り扱う場合は、「硫化ジエチル中毒（症）」と記載

キ アからカまでの方法のうち、揭示対象物質について該当するものを組み合わせた方法

（2）疾病の症状について

揭示対象物質により生ずるおそれのある疾病に係る「その症状」の記載方法については、次に掲げる方法のうち、事業場において取り扱う物質に応じてふさわしい方法を選択すること。

ア 疾病告示に基づく方法

疾病告示の表の中欄に掲げる化学物質に応じ、それぞれ同表の下欄に定める症状を記載する方法

例：事業場においてセレン化水素を製造し、又は取り扱う場合は、「頭痛、めまい、嘔吐等」と記載

イ 特殊健康診断の項目の自覚症状に基づく方法

特化則別表第3及び第4等の特別規則で定める特殊健康診断における自覚症状を記載する方法

例：事業場においてベンジジン及びその塩を製造し、又は取り扱う場合は、当該物質に係る特殊健康診断の項目における自覚症状「血尿、頻尿、排尿痛等」と記載

ウ 有機溶剤中毒予防規則の規定により揭示すべき事項の内容及び揭示方法を定める等の件（昭和47年労働省告示第123号。令和5年3月31日廃止。以下「旧告示」という。）に基づく方法

旧告示第1号（1）から（4）までに掲げる主な症状（頭痛、倦怠感、めまい及び貧血）を記載する方法

エ じん肺法施行規則様式第3号の自覚症状に基づく方法

粉じん則第23条の2の規定に基づく揭示については、じん肺法施行規則様式第3号の自覚症状の欄に記載されている症状（呼吸困難、せき、たん、心悸亢進等）を記載する方法

オ アからエまでの方法のうち、揭示対象物質について該当するものを組み合わせた方法

「おそれのある疾病の種類」及び「疾病の症状」の記載例については、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センターのホームページに物質別に掲載する予定です。

(3) 取扱い上の注意事項について

安衛則第592条の8等（有機則第24条第1項を除く。）に基づく「取扱い上の注意事項」については、労働安全衛生法第57条の2第1項に基づく通知事項である「貯蔵又は取扱い上の注意」のうち取扱い上の注意に該当する内容を記載する方法、又は、日本産業規格Z7253（GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法－ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS））に基づく安全データシート（以下「SDS」という。）における「項目7 取扱い及び保管上の注意」の内容を記載する方法があること。

有機則第24条第1項の規定に基づく掲示については、旧告示第2号に掲げる以下の内容について記載し、必要に応じて、法第57条の2第1項に基づく通知事項である「貯蔵又は取扱い上の注意」のうち取扱い上の注意に該当する内容又はSDSにおける「項目7 取扱い及び保管上の注意」の内容を記載すること。

- ア 有機溶剤等を入れた容器で使用途中でないものには、必ずふたをすること。
- イ 当日の作業に直接必要のある量以外の有機溶剤等を作業場内へ持ち込まないこと。
- ウ できるだけ風上で作業を行い、有機溶剤の蒸気の吸入をさけること。
- エ できるだけ有機溶剤等を皮膚にふれないようにすること

(4) 中毒が発生したときの応急処置について

有機則第24条第1項に基づき掲示する必要のある「中毒が発生したときの応急処置」については、旧告示第3号に掲げる以下の内容を記載すること。

- ア 中毒の症状がある者を直ちに通風のよい場所に移し、速やかに、衛生管理者その他の衛生管理を担当する者に連絡すること。
- イ 中毒の症状がある者を横向きに寝かせ、できるだけ気道を確保した状態で身体の保温に努めること。
- ウ 中毒の症状がある者が意識を失っている場合は、消防機関への通報を行うこと。
- エ 中毒の症状がある者の呼吸が止まった場合や正常でない場合は、速やかに仰向きにして心肺蘇生を行うこと。

(5) 使用すべき保護具の掲示について

安衛則第592条の8等に基づく「使用すべき保護具」等については、法第57条の2第1項に基づく通知事項である「貯蔵又は取扱い上の注意」のうち取扱い上の注意に該当する内容又はSDSにおける「項目8 ばく露防止及び保護措置」の内容を参考にしつつ、当該作業場におけるリスクアセスメントの結果に基づく措置として使用すべき具体的な保護具等の種類を記載すること。

なお、使用すべき旨が規定されている保護具が呼吸用保護具の場合は、防毒用又は防じん用の別を記載し、この別が防毒用のときは吸収缶の種類、防じん用のときは性能区分も記載することが望ましいこと。

使用すべき旨が規定されている保護具が防護手袋の場合は、その種類についても記載することが望ましいこと。

2 掲示方法について

安衛則第592条の8等の掲示方法は、作業場において作業に従事する全ての者が作業中に容易に視認できる方法によることをいい、掲示板による掲示のほか、デジタルサイネージ等（電子看板・掲示板）の電子情報処理組織を使用する等の方法があること。

掲示物の作成例

有機溶剤（アセトン）使用上の注意

1 有機溶剤により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状

(1) 生ずるおそれのある疾病の種類

中枢神経系障害、呼吸器障害、消化管障害

化学品分類の結果に基づく方法

アセトンの 特定標的臓器毒性（単回ばく露）：区分3（気道刺激性、麻酔作用）、特定標的臓器毒性（反復ばく露）：区分1（中枢神経系、呼吸器、消化管）に基づき記載

(2) その症状

頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状又は中枢神経系抑制

疾病告示に基づく記載

2 有機溶剤等の取扱い上の注意事項

(1) 有機溶剤等を入れた容器で使用中でないものには、必ずふたをすること。

(2) 当日の作業に直接必要がある量以外の有機溶剤等を作業場内へ持ち込まないこと。

(3) できるだけ風上で作業を行い、有機溶剤の蒸気の吸入をさけること。

(4) できるだけ有機溶剤等を皮膚に触れないようにすること。

旧告示第2号に掲げる内容を記載

3 有機溶剤による中毒が発生した時の応急措置

(1) 中毒の症状がある者を直ちに通風のよい場所に移し、衛生管理者その他の衛生管理を担当する者に連絡すること。

(2) 中毒の症状がある者を横向きに寝かせ、できるだけ気道を確保した状態で身体の保温に努めること。

(3) 中毒の症状がある者が意識を失っている場合は、消防機関への通報を行うこと。

(4) 中毒の症状がある者の呼吸が止まっている場合や正常でない場合は、速やかに仰向けにして心肺蘇生を行うこと。

旧告示第3号に掲げる内容を記載

4 使用すべき保護具

(1) 呼吸用保護具 適切な呼吸用保護具（防毒マスク（有機ガス用）、高濃度の場合、送気マスク空気呼吸器）を着用すること。

(2) 手の保護具 適切な保護手袋を着用すること。

(3) 眼の保護具 適切な眼の保護具を着用すること。

(4) 皮膚及び身体の保護具 適切な保護衣を着用すること。

SDSにおける「ばく露防止及び保護措置」の内容を参考にリスクアセスメント結果に基づく措置を記載